

入浴料



Q 化粧品には該当しない？

A 化粧品または医薬部外品に該当

ただし… ↓

「色を楽しむ(=お風呂の着色剤)」

「香りを楽しむ(=お風呂の香料)」

のみの目的であれば、薬事対象外